

令和7年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部
本科普通科職業コース並びに岡山県立特別支援学校高等部（本科・
専攻科）入学者選抜実施大要について

このことについて、別紙のとおり決定いたしたい。

令和6年7月5日

岡山県教育委員会教育長
中 村 正 芳

令和7年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部
本科普通科職業コース入学者選抜実施大要（案）

岡山県教育委員会

この実施大要は、岡山県立岡山瀬戸高等支援学校、岡山県立倉敷琴浦高等支援学校、岡山県立倉敷まきび支援学校高等部本科普通科職業コース及び岡山県立誕生寺支援学校高等部本科普通科職業コース（以下「高等支援学校等」という。）の入学者選抜について定めるものである。

1 選抜の方針

入学者の選抜は、高等支援学校等の校長が行う。

選抜に当たっては、中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程等（以下「中学校等」という。）の校長から提出される調査書、学力検査、作業能力検査及び面接の結果を資料として、総合的に判断する。

なお、「令和7年度岡山県立特別支援学校高等部（本科・専攻科）入学者選抜実施大要」については、別途定める。

2 募集定員

岡山瀬戸高等支援学校	40名
倉敷琴浦高等支援学校	24名
倉敷まきび支援学校（本科普通科職業コース）	16名
誕生寺支援学校（本科普通科職業コース）	8名

3 出願の条件

高等支援学校等への入学を志願し、出願することのできる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する知的障害者のうち、障害の程度が軽度の者で、次の(1)、(2)及び(3)の全てに該当する者とする。

(1) 次のいずれかの条件を満たす者

ア 中学校等を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者

イ 令和7年3月に中学校等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

(2) 保護者とともに県内に居住する者

(3) 一人で通学することができ、卒業後、就労による社会自立を目指す者

4 出願の制限

高等支援学校等のうち、いずれか1校のみ出願できることとする。

5 通学区域

全県

6 検査等

高等支援学校等の校長は、学力検査、作業能力検査及び面接を実施する。

(1) 学力検査

社会生活や職業生活に必要な基礎的学力をみる。（国語、数学）

(2) 作業能力検査

社会生活や職業生活に必要な基礎的作業能力をみる。（実技）

(3) 面接

志願者の意欲や長所を多面的にみる。

7 日程

(1) 出願の期間

令和6年11月13日（水）から令和6年11月15日（金）まで

(2) 検査等

令和6年12月6日（金）

なお、インフルエンザの罹患等やむを得ない理由で検査当日に欠席した者については、追検査を令和6年12月20日（金）に実施する。

(3) 合格者の発表

令和6年12月23日（月）

8 その他

法令及びこの実施大要に定めるもののほか、必要な事項は、「令和7年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科普通科職業コース入学者選抜実施要項」で定める。

令和7年度岡山県立特別支援学校高等部（本科・専攻科）入学者選抜実施大要（案）

岡山県教育委員会

この実施大要は、岡山県立特別支援学校高等部（本科・専攻科）入学者選抜（本科普通科職業コースは除く。）について定めるものである。

1 選抜の方針

入学者の選抜は、岡山県立特別支援学校の校長が行う。

高等部の本科の選抜に当たっては、特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程等（以下「中学部等」という。）の校長から提出される調査書、学力検査又は諸検査及び面接の結果等を資料として総合的に判断する。

高等部の専攻科の選抜に当たっては、高等部本科、高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程（以下「高等部等」という。）の校長から提出される調査書、学力検査及び面接の結果等を資料として総合的に判断する。

なお、「令和7年度岡山県立高等支援学校及び岡山県立特別支援学校高等部本科普通科職業コース入学者選抜実施大要」については、別途定める。

2 募集定員

令和7年度高等部(本科・専攻科)の募集定員は、次のとおりとする。

障害種別等	学 校 名	学 科	募集定員	
視覚障害	岡 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	15名
			保 健 理 療 科	20名
		専攻科	理 療 科	10名
			保 健 理 療 科	10名
聴覚障害	岡 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	9名
			総 合 デ ザ イン 科	16名
		専攻科	理 容 科	8名
知的障害	岡 山 西 支 援 学 校	本 科 普 通 科	18名	
	岡 山 東 支 援 学 校	本 科 普 通 科	18名	
	岡 山 南 支 援 学 校	本 科 普 通 科	40名	
	倉敷まきび支援学校	本科普通科(生活コース)	32名	
	西 備 支 援 学 校	本 科 普 通 科	18名	
	岡山県健康の森学園支援学校	本 科 普 通 科	9名	
	東 備 支 援 学 校	本 科 普 通 科	18名	
	誕生寺支援学校	本科普通科(生産コース)	16名	
肢体不自由	岡 山 支 援 学 校	本 科 普 通 科	20名	
	岡 山 東 支 援 学 校	本 科 普 通 科	9名	
	倉敷まきび支援学校	本 科 普 通 科	9名	
	西 備 支 援 学 校	本 科 普 通 科	9名	
	早 島 支 援 学 校	本 科 普 通 科	9名	
	誕生寺支援学校	本 科 普 通 科	9名	
病 弱	早 島 支 援 学 校	本 科 普 通 科	10名	
		本科普通科(派遣学級)	3名	
訪問教育	岡 山 支 援 学 校	本 科 普 通 科	別途定める。	
	岡 山 西 支 援 学 校	本 科 普 通 科		
	岡 山 東 支 援 学 校	本 科 普 通 科		
	倉敷まきび支援学校	本 科 普 通 科		
	西 備 支 援 学 校	本 科 普 通 科		
	岡山県健康の森学園支援学校	本 科 普 通 科		
	東 備 支 援 学 校	本 科 普 通 科		
	早 島 支 援 学 校	本 科 普 通 科		
誕生寺支援学校	本 科 普 通 科			

3 出願の条件

高等部への入学を志願し出願することができる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する者であり、次の(1)、(2)及び(3)の全てに該当する者とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める各号のいずれかに該当する者

志願する部科		要件
高等部本科		ア 中学部等を卒業又は修了(以下「卒業」という。)した者 イ 令和7年3月に中学部等を卒業する見込みの者 ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
高等部専攻科	理療科及び保健理療科	ア 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者 イ 令和7年3月に高等部等を卒業する見込みの者
	理容科	ア 高等部本科理容科又は高等部本科総合デザイン科ファッション・ヘアデザインコースヘア系を卒業した者 イ 令和7年3月に高等部本科総合デザイン科ファッション・ヘアデザインコースヘア系を卒業する見込みの者

(2) 障害種別等が知的障害、肢体不自由又は訪問教育の高等部においては、次の表に掲げる区分に応じた要件に全て該当する者

障害種別等	要件
知的障害	ア 身辺処理が自立し集団生活への参加が可能な者 イ 自力で通学が可能な者
肢体不自由	ア 自力で通学が可能な者
訪問教育	ア 障害が重度又は重複のため通学して教育を受けることが困難な者 イ 中学部の卒業生については、義務教育で訪問教育が実施された昭和54年以降に卒業した者 ウ 障害者福祉施設へ入所していない者

(3) 「5 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者

4 出願の制限

2以上の県立特別支援学校高等部（県立高等支援学校及び県立特別支援学校高等部本科普通科職業コースを除く。）に出願することはできない。

5 通学区域等

〔視覚障害〕

学校名	通学区域
岡山盲学校	全県

〔聴覚障害〕

学校名	通学区域
岡山聾学校	全県

〔知的障害〕

学校名	通学区域等
岡山西支援学校	岡山市のうち次の中学校区（岡北（牧石小学校の旧牧山分校を除く。）、京山、石井、御南、吉備、中山、香和、高松、足守）
岡山東支援学校	岡山市のうち次の中学校区（東山、操山、操南、富山、竜操、高島、旭東、上南、岡北（牧石小学校の旧牧山分校））、旭川学園入所者
岡山南支援学校	岡山市のうち次の中学校区（岡山中央、桑田、岡輝、福浜、福南、芳泉、芳田、光南台、妹尾、福田、興除、藤田、瀬崎）、玉野市、早島町 倉敷市のうち東陽中学校区（※1）
倉敷まきび支援学校	本科普通科（生活コース） 倉敷市のうち次の小学校区（万寿、中洲、中庄、菅生、庄、西阿知）及び次の中学校区（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備）、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町 ももぞの学園入所者
	倉敷市のうち次の小学校区（倉敷東・倉敷西・老松・万寿東・大高・倉敷南・中島・旭丘・連島北）（※2）

西 備 支 援 学 校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
岡山県健康の森学園支援学校	全県
東 備 支 援 学 校	岡山市のうち次の中学校等区（西大寺、上道、山南学園、瀬戸） 備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
誕生寺支援学校	本科普通科 (生産コース) 津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町、津山ひかり学園ひかりの風入所者 岡山市のうち御津・建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町

※1 倉敷市立東陽中学校区については、岡山南支援学校又は倉敷市立倉敷支援学校のどちらかを選択して出願できる。

※2 倉敷市のうち次の小学校区（倉敷東・倉敷西・老松・万寿東・大高・倉敷南・中島・旭丘・連島北）については、倉敷まきび支援学校又は倉敷市立倉敷支援学校のどちらかを選択して出願できる。

〔肢体不自由〕

学 校 名	通 学 区 域 等
岡 山 支 援 学 校	全県、旭川療育園・旭川児童院入所者
岡 山 東 支 援 学 校	岡山市のうち次の中学校等区（岡山中央、岡北、京山、石井、桑田、岡輝、福浜、福南、芳泉、東山、操山、操南、富山、御南、芳田、光南台、竜操、高島、旭東、西大寺、上南、山南学園、香和、上道、瀬戸）、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
倉敷まきび支援学校	倉敷市のうち次の中学校区（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備）、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町
西 備 支 援 学 校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
早 島 支 援 学 校	岡山市のうち次の中学校区（中山、高松、吉備、妹尾、福田、興除、足守、藤田、灘崎）、倉敷市（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備中学校区を除く。）、玉野市、早島町
誕 生 寺 支 援 学 校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、 西粟倉村、久米南町、美咲町 岡山市のうち御津・建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町

〔病 弱〕

学 校 名	通 学 区 域 等
早 島 支 援 学 校	全県
早島支援学校（派遣学級）	南岡山医療センター「つくし病棟」入院者

〔訪問教育〕

学 校 名	訪 問 区 域 等
岡 山 支 援 学 校	旭川児童院入所者
岡 山 西 支 援 学 校	岡山市のうち旭川以西（御津・建部・灘崎中学校区を除く。）
岡 山 東 支 援 学 校	岡山市のうち旭川以东（西大寺・上道・山南学園・瀬戸中学校等区を除く。）及び御津・建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町
倉敷まきび支援学校	倉敷市のうち次の中学校区（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備）、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町
西 備 支 援 学 校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
岡山県健康の森学園支援学校	新見市、真庭市、新庄村
東 備 支 援 学 校	岡山市のうち次の中学校等区（西大寺、上道、山南学園、瀬戸） 備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
早 島 支 援 学 校	倉敷市（玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備中学校区を除く。）、玉野市、早島町、岡山市のうち灘崎中学校区
誕 生 寺 支 援 学 校	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

6 検査等

岡山県立特別支援学校の校長は、学力検査又は諸検査及び面接を実施する。（訪問教育については面接のみ実施する。）

7 日程

(1) 高等部本科（本科保健理療科及び本科普通科職業コースを除く。）

出願の期間 令和7年1月14日（火）から令和7年1月17日（金）まで
検査等 令和7年1月31日（金）
合格者の発表 令和7年2月20日（木）

訪問教育の検査等実施日については、令和7年1月31日（金）、令和7年2月3日（月）、令和7年2月4日（火）の3日間で、志願校が指定する日時に実施する。

インフルエンザの罹患等やむを得ない理由で検査当日に欠席した者を対象にした追検査は、令和7年2月14日（金）に実施する。

(2) 高等部本科保健理療科及び高等部専攻科

ア 岡山盲学校高等部本科保健理療科及び高等部専攻科（理療科・保健理療科）

出願の期間 令和7年1月20日（月）から令和7年1月24日（金）まで
検査等 令和7年2月26日（水）
合格者の発表 令和7年3月7日（金）

イ 岡山聾学校高等部専攻科（理容科）

出願の期間 令和7年1月20日（月）から令和7年1月24日（金）まで
検査等 令和7年2月26日（水）
合格者の発表 令和7年3月7日（金）

なお、ア、イとも、インフルエンザの罹患等やむを得ない理由で検査当日に欠席した者を対象とした追検査については、令和7年3月12日（水）に実施することとし、追検査受検者の合格発表日は、令和7年3月17日（月）とする。

8 その他

法令及びこの実施大要に定めるもののほか、当該入学者選抜に係る必要な事項は、「令和7年度岡山県立特別支援学校高等部（本科・専攻科）入学者選抜実施要項」で定める。